

子ども家庭福祉人材の専門性確保
ワーキンググループ
第7回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

第7回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成29年7月3日（月）17:29～20:01

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター
ホール5B（5階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）今後のスケジュールについて

（2）意見交換

- ・中核市・特別区における設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方について 他

（3）その他

3. 閉 会

○結城課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本日、衣斐構成員、八木構成員、山田構成員、山本構成員からは御欠席の御連絡をいただいております。また、西澤座長代理におかれましては、御都合により途中退席されますことを御承知おきいただければと思います。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、右肩に番号を付しておりますけれども、資料1～3の3種類と、参考資料1～5の5種類となっております。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。

(カメラ撮影終了)

○結城課長補佐 これより先の議事は山縣座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山縣座長 この間、間があいてしまって申しわけありませんでした。

再開ということになりますけれども、このワーキンググループ、振り返っていただきますと、大きく2つの課題を国のほうから諮問を受けています。1つは、研修の話です。これについては、既に一定の答えを出して、この4月から研修体制等が始まっています。もう一つが、児童相談所の業務の体制強化についての検討の部分が途中でとまってしまったということになるわけですが、本日は「中核市・特別区における児童相談所設置、要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方」についてという課題について、引き続き検討させていただこうと思っています。

ここでの論点とか、本日は奥山構成員にも出席いただいておりますけれども、そこでやっている委員会の報告書を現在作成中ですが、その中にも当然反映してほしい、反映すべきという前提で、今までの議論をもとに、ある程度予想される、出ている意見をベースに、少し案を入れてあります。その辺も含めて、本日の御意見でそちらの反映もしていこうと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

では、事務局のほうからスケジュールの確認等、資料1と2についてお願いしたいと思います。

○結城課長補佐 まず、資料1は、第5回、第6回の資料で既にお示ししているものを若干修正したものでございます。主な修正箇所としましては、今後のスケジュール（大枠のイメージ）と書いております一番上の箱でございます。中核市・特別区における設置、通告のあり方、児相業務のあり方の部分でございますが、今、山縣座長からもお話しいただきましたとおり、この3つのテーマにつきましては、少し上を見ていただきますと、これまで第5回、第6回で2回にわたって論点の洗い出しを行いまして、本日、追加論点の洗

い出しも含めて論点整理をしていただくということになっています。

今後、こちらのテーマにつきましては、第8回以降にさらに議論を深めていただく必要のある論点について、順次議論いただくという流れになっております。

大きな修正点は以上でございます。

次に、資料2をごらんください。第5回、第6回で本当にさまざまな観点から非常に多くの論点を洗い出していただきましたが、どれも重要な御意見でしたけれども、その中から主なものをピックアップさせていただいたものでございます。

順に見ていきますと、中核市・特別区における児相設置に関しましては、全体を通して多かったのは、括弧書きでも書いておりますけれども、これから中核市・特別区が設置する児相は、都道府県の児童相談所のコピーではなくて、その特性を活かした新しい児童相談所のあり方を検討するべきといったことが多く聞かれました。

具体的には、1つ目のひし形のポツですけれども、通告先を児童相談所と市区、いずれも設けるべきか、一元化すべきか。

それから、4つ目のポツにございますように、児童相談所はよりハードな役割を担って、市区は拠点設けるなどによってソフトな役割を担うことで役割を分ける必要があるのではないかとといった御意見。

それから、真ん中より下に括弧書きで、中核市などが児相を設置する上での課題についてと記載しておりますけれども、その下の1つ目のポツで、経過措置としてスーパーバイザーの任用要件の緩和が必要ではないかといった点であったり、4つ目のポツにありますように、一時保護のあり方や社会的養護の準備体制も重要な課題といった御意見をいただいたところでございます。

1枚おめくりください。要保護児童通告のあり方に関しましては、1つ目のポツにありますように、通告先を通告者の判断に任せていること。また、重症ケースが市区町村に入ったり、軽症ケースが児相に入るなどのミスマッチを解決するためには、トリアージをするセンターが必要なのではないかとといった御意見。

2つ目のポツにあるように、トリアージセンターを設置する場合には、専門的な訓練を受けた人材を置くことと、必要な情報にアクセスできることが必要といった御意見。

それから、4つ目のポツにありますように、都道府県と市町村間の行政主体をまたいでトリアージというのは、現状のように情報連携が十分にできていない中ではなかなか現実性がないのではないかとといった御意見。

それから、下から2つ目のポツにありますように、まずは2層構造になっていない政令市や中核市でこういった取り組みをやってみて、諸問題をどう解決していくかということを検討してはどうかといった御意見がありました。

もう一枚おめくりください。こちらは、児童相談所の業務のあり方に関しましては、1つ目のポツとして、調査保護機能と支援機能を分ける必要があるのではないかとといった御意見が大変多く聞かれました。

他には、3と4ポツ目にあるように、機能分化をしてみたものの、うまくいかないで、もとに戻しているようなところもあって、こういったところも検討する必要があるといった御意見。

それから、下から2つ目のポツにありますように、児相の業務のある部分は専門性を高めるとともに、例えば療育手帳の業務といったものは、他の機関に移管してもよいのではないかといった御意見をいただきました。

こちらはあくまでピックアップしたものでございますけれども、これの全体版については、参考資料1と2としまして資料を配付していますので、適宜御参照いただければと思います。

ちょっと資料以外のことで1点、お願いといたしますか、御連絡ですが、本日、資料として配付できていなくて大変恐縮でございますが、今回、御議論いただくテーマの一つである児相業務のあり方に関連する委託研究としまして、今年度、児相の支援と介入の分化についての実態調査といったものを行いたいと考えております。調査のイメージとしましては、実際に機能を分けているところであったり、先ほど申し上げたように分けていたのだけれども、やめたところなどを対象に、どのような手法で行ったのか、メリット、デメリットとか、失敗した点について調査を行うことをイメージしております。

これまでの議論を参考に調査設計をこれから行っていくところでございますが、本日、御議論いただく中で、こういった観点についても盛り込むべきといった御意見がございましたら、できるだけ反映させたいと思っておりますので、この点に関しても御意見いただければ幸いです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

それで、ここから先は自由に皆さん方のほうから意見を聞こうと思っております。資料2にありますように、大枠のイメージは3つのテーマということですが、特に時間を決めて進行はしない。今まで、それをやろうとして進行管理ができなかったものですから、言いたいテーマ、またがった議論を当然していただいていいと考えております。事務局には迷惑をかけますが、それに基づいて逆に整理してもらおうという形でお願いしていこうと思います。

まず、取りかかりですが、今回、山田構成員は欠席ですけれども、坂入構成員と鈴木構成員から丁寧なたくさんの資料をいただいております。これを先にお話しただこうかなと思っておりますので、よろしいでしょうか。どちらからでも。鈴木構成員から、これをもとに。

○鈴木構成員 静岡県の鈴木です。よろしく申し上げます。せっかく資料を出させていただいたので、稚拙ですけれども、説明させていただきます。要保護児童通告のあり方及び児童相談所業務のあり方について意見を述べさせていただきます。意見については、出させていただきますとおり、詳しくはそちらのほうに記載させていただきますので、補

足という形で発言させていただきます。

今後の児童相談所業務のあり方として、基本的な項目として資料に出ささせていただいたものは、平成28年3月に出された提言に沿って、本県の児童相談所を位置づける。自分自身の業務経験や現実的な感覚を踏まえて示させていただいたつもりです。

図を資料のほうにつけてありますけれども、市町村が児童相談、提言では自発的ニードに基づくものと表現されていたかと思うのですが、それを基本的に市町村が担うものと位置づけております。児童相談所では、そういった事案のうち、専門的な対応や施設入所等の措置を行う必要が生じた事案について送致を受けて、必要な支援を行うものとさせていただいています。

一方、児童虐待に関する通告に対しては、まず通告者が通告先の選択を強いることの解消のために、一元化された通告の受理窓口が対応することと考えました。一元化窓口は全国単位というのが望ましいと思うのですが、聞き取り内容から対応機関を振り分けるということを含めるのであれば、地域資源の状況がわかっているという必要性と、一方で聞き取りのばらつきをなくすことの必要性を両立するとすれば、現実的には都道府県単位という大きさが望ましいのではないかと考えています。また、一元化した場合であっても、警察等を窓口とした通報もあるかと思しますので、そういった経路の整理もあわせて必要かなと思いました。

少なくとも、必要な事項は、それぞれ通告受理、調査・初期介入、継続的支援、そしてニードに基づく支援の4つが明確に分離されていること。そして、それぞれが他とつながる関係になっていることが重要ではないかと考えています。

ただ、図では、通告受理機関と調査・初期介入機関をそれぞれの機能に従って2つの機関として記載しておりますけれども、一体化された機関でもいいのかなと考えています。いずれであっても、そういった機関には、必要な情報にアクセスできる権限、システム環境、あと人的な面も含む機動性や即応性が整備されることが必要だと思っています。

図には記載していないのですが、一時保護所というのがこのシステムのどこに位置づけたらいいのかというのは、なかなか考えがまとまらずにありましたので、書いていないのですが、一時保護の機能や運用について慎重に検討していく必要があるのかなと考えています。

あと、1点重要なのが調査・介入、初期介入機関であり、現在の児童相談所という一つの機関が介入という二面性を持つことへの難しさを解消するため、児童相談所ではない看板も含めてですけれども、できる限りそういった機関としたほうがよいのではないかと考えています。

また、通告受理機関や調査・初期介入機関に従事する職員の専門性や任用、資格要件、そしてその人材をどのように育成するかに関する検討は必要だと思し、そういった点での環境整備はお願いしたいなと考えています。

そして、児童相談所は初期介入の終了後からの継続的な支援機関としての役割や、地域

でのマネジメント機能を担うのが望ましいのではないかと考えています。

最後になりますが、初期介入チームを設置し、虐待通告に対応している児童相談所があると思います。先ほどの調査研究を行うという事務局さんのほうからの御報告もあったと思いますけれども、そういった形で実施している児童相談所から、その業務の状況だけでなく、専門性の確保をどうしているのか、従事する職員のメンタルヘルスは一体どうなっているのかということも、ヒアリングを本ワーキングの一方でやっていただけたらいいかなと、検証していただけたらいいなと考えています。

すみません、以上になります。

○山縣座長 ありがとうございます。

1つ確認させてもらっていいですか。通告受理機関と調査・初期介入機関が一緒でもいいよ、その可能性もありますよという話と、そこは都道府県レベルに1個でいいのではないかな。それをセットにすると、市町村は虐待通告の機関にはなくなるという前提の絵ですか、それとも市町村は受けるけれども、いろいろな分類をせずに全部都道府県に回すという意味合いですか。

○鈴木構成員 独立した一つの機関と考えていて、その構成員として市町の方が入ってくるというのはありなのかなと。

○山縣座長 なるほど。

もう一つ、初期介入まで外部でも可能性があるという書き方になっています。そのときの初期介入というのは、どの程度までをイメージしておられますか。

○鈴木構成員 図にも描いてあるとおりですけれども、聞き取りの内容から、それを現実に確認しに行くという行為が初期介入機関には必要だと思います。そこで現実を見たときに、どの程度の重症度と緊急度なのかというのを確立して、それによって保護の可否を決定して、その機関が幾つぐらい必要なのかということまで判断する。

○山縣座長 トリアージの情報収集というイメージということ。支援そのものではない。

○鈴木構成員 そうです。

○山縣座長 わかりました。そういう御意見だそうです。

では、坂入構成員。

○坂入構成員 私のほうから、意見として2つ出させていただいております。話の流れから、先に6ページの「要保護児童通告のあり方に関する意見」というところから御説明させていただければと思います。今、鈴木構成員のほうから、将来的なイメージ、将来的に構築すべきものという御説明をいただいたのですが、私、2月1日に開催したときに、目の前に189に伴うコールセンター方式がすぐに始まるということで、どちらかというに近い将来についての御意見を述べさせていただいております。

189、3桁化に伴って、携帯電話等からの入電についてコールセンター方式とするに際し、この電話自体が市区町村の子ども家庭相談窓口につながるようにすべきと考えております。

そもそも平成16年児童福祉法改正以来、児童虐待通告、住民からの通告はまず市区町村

に入ることが多くなってきている。そういった中で、よりわかりやすくということで3桁化がなされたわけですがけれども、その結果、住民からの通告についても、以前と同じように児童相談所に入るようになってきている。警察からのDV目撃による心理的虐待の書類通告とともに、児童相談所の負担が非常に重くなり、本来的な機能を発揮することがなかなか困難になってきているのではないかと考えております。

そういう意味では、意見のところの下から3行目ですがけれども、今、「児童相談所全国通報ダイヤル」という名称に今なっておりますけれども、将来的に「児童虐待通告相談全国共通ダイヤル」とか、そのようなものに変更していただき、特に目の前に迫っておりますけれども、29年度に行われる携帯電話等からの入電に関しては、この部分についてだけでありますが、オペレータが出て、コールセンター方式とする際には、市町村のほうにつながるようにすべきかなと考えております

もちろん、各都道府県等と市区町村の役割分担の考え方や、市区町村の相談体制、特に開庁時間の問題であるとか土日の問題であるとか、また制限はあるかと思っておりますけれども、その整備の状況によって差異はありますけれども、できるところから実施し、都道府県の実情に応じて検討すべきであると考えております。

コールセンターにしたときに、それをどう振り分けるのかというところですがけれども、余り細かくコールセンターで聞くというよりは、生命に危険が迫っている、今すぐ警察に連絡する必要があるもの。病院からの通告等、既に重篤な事態が発生しているもの。それから、市区町村の持つ情報に基づく調査をまずは行うべきもの等に分類して、振り分けを行うというのがよろしいのかなと考えております。

こういった意味で、まずは児童相談所一元化というところで189が入っているのですけれども、市区町村にも本来的に第一義的な通告が入るような形にすることが望ましいのではないかと考えています。

これが1つ目です。

次、また違うテーマになるのですけれども、続けてよろしいでしょうか。

○山縣座長 はい。

○坂入構成員 それでは、1ページ目のほうに移ります。概要版として、カラーで5ページに載せさせていただいているのですけれども、この図でわかりにくい、ちょっと誤解を生むのではないかという指摘がありました。それは、心理担当支援員（子ども家庭総合支援拠点）と、右側に児童心理司の対比で矢印をつけてあるのですけれども、これはあくまでも現在の児童相談所運営指針あるいは市町村ガイドラインで掲載されているものを引用してきたものでございます。私が考えたものではございません。この矢印は、対比ということをつけているものでございます。

それでは、最初のほうに戻って御説明させていただくお時間をいただければと思います。

今回の児童福祉法改正及び3月31日発出の各指針等において、子どもの権利と安全を守るため、児童相談所は介入的役割がより強く求められ、市町村にはこれまで以上に子ども

家庭を支援する役割が求められるようになってきたかと思います。

これを具体化するために、『市区町村子ども家庭総合支援拠点』設置運営要綱において、子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」）に関する設置趣旨、理念、実施主体、設備、専門性が示されたところがございます。住民に身近な市区町村における、児童の権利を守る機関としての支援拠点の機能、役割が明確になったことは大きな前進であり、特に子ども家庭支援を担う職員配置、職務、資格等について定められたことは、専門性確保の観点から重要と考えます。

すなわち、支援拠点には、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③児童虐待対応専門員等を置くことができるとされ、それぞれの資格等に関する要件が定められました。特に、「大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等」により「心理アセスメント」や「子どもや保護者等の心理的側面からのケアを担う」心理担当支援員について定められたことは、支援拠点の専門的機能の充実に大きく寄与するものと考えます。

しかし、児童福祉分野でも、児童福祉施設や児童相談所を別にすると、市区町村の子ども家庭相談を担当する部署に心理職はこれまでほとんど配置されてきておりません。また、支援拠点における心理担当支援員の配置基準は中規模型以上について常時1～2名と少数職種で先例がない、つまり引き継ぐモデルがないことから、その役割、業務について例示することが、子どもの権利を守り、子ども家庭福祉の向上を担う新たな機関である「子ども家庭総合支援拠点」の出発に際して必要と考え、本意見をまとめたものでございます。

とりわけ、特別区においては、児童相談所設置に向けて、この子ども家庭相談を担う子ども家庭支援センター等への心理職の採用・配置も進めております。また、特別区の人事採用を担っている特別区人事委員会においても、28年度は心理職の統一採用を行っていませんが、29年度は36名の採用予定を見込んで試験を行っており、児童相談所設置に向けた人事採用に積極的に取り組んでいると聞いております。

児童相談所における児童心理司ですので、一義的には児童相談所への派遣研修により児童心理司業務を経験し、学ぶことが必要であり、これを早急に進めていくことが必須であります。同時に、区に児童相談所が設置された際にも、介入的役割と支援的役割を担う部署が別の機関であることが望まれると思います。将来、児童相談所が設置され、児童心理司として異動する者もあるでしょうが、支援拠点における心理担当支援員として心理アセスメント、心理的側面からのケアを担う業務の経験は、将来の児童心理司としての専門性を高め、その幅を広げるという意味でも重要です。このようなことから、支援拠点における心理担当支援員としてのその役割、業務を示すことが必要と考えます。

現状ということで、本文のほうにまた戻りますけれども、心理職教育の現状についてということで、

現在の心理を専攻する者の多くは、臨床心理学であり、面接室モデル、1対1の相談ということを中心に学んできている者が多いと思います。そういう中では、支援拠点という

のはどちらかというアウトリーチ、外に出ていくことを基本にしていかないと、その業務、仕事が成り立たないのではないかと考えております。その根拠として、先行研究というところで書いているのですけれども、「心理職の役割の明確化と育成に関する研究」というところで、生活の場が治療的であることが望まれる福祉領域では、心理職者にも生活の場での支援、アウトリーチが求められているということ。

それから、公認心理師カリキュラムの検討においても、児童相談所についてと書かれておりますけれども、子ども虐待問題に対する十分な理解と、ニーズのない当事者とも子どもの安全という視点を中心に、幅広く関係を構築する能力が求められているとされております。

こういうことから、アセスメントというところになるのですけれども、アセスメントというと、心理検査ということがイメージされる心理を専攻される方が多いのですけれども、支援拠点におけるアセスメントを考えた場合に、まずは児童の安全を確認するとともに、子どもとの面接あるいは保護者との面接をもってアセスメントをしていかなければならない。標準化されたテストを用いることはなかなか困難である。会話によって保護者の養育能力、精神状態、現実検討能力といった家族機能の評価といったものを行った上で、支援の方向性を決めていく必要があると考えます。そういう意味では、まずはアウトリーチをして生活を営む場に出ていくということが、心理担当支援員についても必要ではないかと考えます。

それから、相談関係の構築についてということですが、児童虐待通告を契機としている場合には、保護者はみずから支援を求めておらず、むしろ虐待を疑われたことについて怒りや悲しみの感情を抱いている。つまり、保護者は当初は心理的ケア等は求めておらず、対立したり拒絶している場合が多い。そういった場合に、心理担当支援員は、支援に拒絶的な保護者と対立する場面からかわり、信頼関係を構築し、相談関係を作ることから支援を行わなければならないと思います。

拒絶的な保護者だからこそ、虐待通告の調査段階から怒りの感情を受けとめ、これまでの子育てをねぎらうとともに、共感的に受けとめ、信頼関係を形成した上で日常生活の愚痴や子育ての困りごとといったものを聞く中で、援助関係、相談関係を作っていく必要があると思います。

あと、それ以下、心理担当支援員として必要な専門的技術について述べさせていただいておまして、業務についてということでは、多様な問題に対応する必要はあるけれども、まずは子ども第一に考えていただく仕事を組み立てていくことが必要であるかと思えます。

おわりにというところで、私自身、心理職として子ども家庭支援センターで業務を行ってきましたけれども、臨床心理学という枠組みの中になかなかとどまれない、社会福祉の社会福祉援助技術に重なっている部分が大いにあると思いますけれども、学問的な枠組みというよりは、社会的な要請に応じられるよう、対人援助という視点に立った「子ども家庭支援拠点における心理担当支援員の専門性」という枠組みを作っていくことが必要なの

かなと思います。

なお、29年2月20日に虐待防止対策推進室が出しておられる自治体向けFAQにおいて、心理を修めた者等となっているけれども、その「等」というのはどのような者を想定しているのかということに対して、精神保健福祉士あるいは社会福祉士であっても、実際に心理的なケアを経験した者であればよろしいと答えを作っておられます。私も必ずしも心理でなければならないとは思いません。いかに支援拠点におけるこの業務を担った上で、その現場に合ったニーズに応えられるか、その専門性を発揮できる方であるならばよろしいのかと思います。

こういったことが支援拠点における業務を明確化することによって、ひいては児童相談所との役割分担であり、将来的な児童相談所を担う職員の育成に重要なのではないかとこのところでございます。

○山縣座長 後者については、市町村の心理職を中心とした基本的な姿勢とか中身をお話いただいたのですが、その中には、中核市・特別区が児童相談所に移行する可能性があるのも、そこではこういうことをしっかり意識してほしいという趣旨ではないかと理解しました。

前者のほうですけれども、先ほどの鈴木構成員とは違う考え方と理解していいですね。市町村が法律どおり第1にまとめて、トリアージも直接やるかどうかは別にして、市町村中心にという考え方。

○坂入構成員 市町村にも、トリアージをした上で通告を回す。そして対応するというほうが望ましいのではないかと。

○山縣座長 そういう意見だという違う意見が出ているということ。

○奥山構成員 済みません、確認ですが、どこがトリアージするのですか。

○坂入構成員 トリアージの機関については、ここでは触れておりません。私としては、児童相談所が担っていただくのがよろしいのではないかと考えております。

○山縣座長 私、市町村だと思って聞いていたのです。

○奥山構成員 なので、私もそこははっきりさせたいのですけれども、通告を一元化して受けて、トリアージするのはどこですか。

○坂入構成員 携帯電話から入った電話に関しては、まずはオペレーターが出るということが今、検討されていると聞いています。

○奥山構成員 そのオペレーターはトリアージするオペレーターではなくて、電話をつなぐオペレーターです。(事務局に向かって)そうですね。

○結城課長補佐 今の段階ではそうです。

○奥山構成員 ですので、トリアージをどこかがしなければならない。オペレーターにつながれたところがトリアージしなければならないわけです。つまり、189をつなぐ先はどこののだということ、市町村とお考えなのではないでしょうか。さっきのお話だと、189が市町村につながればよいということになれば、市町村が全部24時間365日、トリアージするということに

なるわけです。

○坂入構成員 私は、オペレータそのものがイコール、トリアージであり、専門機関であると考えて。

○奥山構成員 ということは、全国で1カ所、トリアージする場所を作り、それが振り分けて、それぞれの児童相談所か市町村に送ればいいのかというのが先生のお考えでしょうか。

○坂入構成員 オペレータというのは1カ所になるのですか。

○結城課長補佐 今、1カ所を想定しています。本年度にやることは、利便性の向上ということを目指してやるものなので、まだちょっとトリアージということまで、正直申し上げますと進んだものではないです。

○坂入構成員 わかりました。私は、とりあえず都道府県が受けて、そこで回していくことをイメージしているものですから。そこは私の認識が誤っていると思います。

○山縣座長 今までの議論は、トリアージは都道府県レベルという感じの意見が多く出ています。かつ、そこを行政が直接やるのか、第三者に出すのか、それは両方の意見が出ている。直接やるという意見もあったし、外部の専門機関を作って、そこに委託するという考え方も両方の意見が出ているということだと思います。189にトリアージをつける話と、市町村にトリアージをつける話は、きょう、初めて聞いたような。そこまでは意見は出ていなかったのではないかと思います。

○奥山構成員 坂入先生のおっしゃっているのは、トリアージされたもので、市町村にかかわるものは回してくださいということなので、市町村が窓口になってトリアージするというのとは、ちょっと違うのかもしれないと思いました。

○山縣座長 今までベースとなった議論があって、あとは189がやるのかどうかというのが新しい観点かなと思います。

○影山構成員 今、座長のほうにまとめていただいた部分ですけれども、トリアージ前提というところで話が出ているような形ですが、今までの議論の中では、必ずしもそこでの合意には至ってなかったのではないかと理解しています。

○山縣座長 そのとおりです。意見が出ていたという話です。

○影山構成員 はい。

○山縣座長 続いて、今のお二方の意見にどうこうということではなくて、本日の3つの主なテーマに関して自由に意見を言っていただければ、あるいは今のお二方に対しての質問なり、反論なり、同意なり。

では、田崎構成員。

○田崎構成員 私は、鈴木構成員の考え方のように、トリアージが一番専門性を持っている人がやらないといけないとっていて、私は児童相談所がやるべき。それは、通告は一元化されるべきかなと思っています。そうでないと、市町村と両方に来た場合に、その重症度が的確に判断できなくて、見落としという言い方がいいかわかりませんが、あつてということがあつてある。

なので、虐待の重症度に関しては、リスクの判断というのは、虐待を一番たくさん扱っていて、経験もあってという人がやるべきかなと思いますので、できれば児童相談所の初期対応の職員みたいな形で、一元化で、そこがきちんと振り分けて、振り分けるところは先ほどもおっしゃっていましたが、ある程度の調査ができてという形が一番スピーディーで的確に判断できて、振り分けて、安全が守られる形ではないかなと思います。

○山縣座長 トリアージは必要であるということと、それは児童相談所がやるべきである。都道府県レベルだけではなくて児童相談所と考える。これは、これまでのデータの関係で言うと、何もかも児童相談所がやるから難しいのではないかという意見も出ている。

○田崎構成員 ただ、それは児童相談所じゃないとしたら、先ほど言ったように外部委託みたいな話も出ましたけれども、きちんと訓練されてというのであれば、外部機関でもいいのかもしれないと思います。とにかく、トリアージというのは結構専門性がないと、見逃したりとか、判断がすごく難しかったりする。

あと、先ほど、ある程度の浅いところでトリアージをするみたいな話もありましたけれども、それもなかなか難しいことで、できるところまでそこで調べて、きちんとトリアージしないと、見落としが出たり、振り分けの間違いが出たりするのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、坂入構成員。

○坂入構成員 トリアージするためには、基本となる情報が必要だと思います。先達でもアメリカの例を御紹介いただいたところだと思いますけれども、今、市町村においては、母子保健の健診の情報に関しても、まだ電子化もされていない。紙ベースでやっているところもありますし、なおかつ、それを一元化する、情報としてネットワークを組むということ自体がさまざまな障害があるかなと思います。長い将来を見据えて、そういった方法のほうが多分よろしいのかなと思うのですが、当面、現状を考えたときに、トリアージを情報がない中で行うというのは、そういう意味では簡易的にというレベルでしかやりようがないのではないかと考えます。

○山縣座長 では、安部構成員、その後、影山構成員。

○安部構成員 市町村の人と話をすると、虐待通告、トリアージセンターという話が出ているのですが、これは2つあって、1つは、189による、身元が不明で情報もはっきりしない場合。もう一つ課題なのは、警察からのDVが絡む心理的虐待での件数が増大して、それに忙殺されているというのがあります。

市町村の人と話をすると、市町村には関係機関から心配という形で、かなりリスクが高いケースが入ってきている。それは、身元がはっきりしているし、具体的にこういうところが心配というところが、虐待通告という形をとらずに、結果としては虐待として受理するのですが、通告という形ではなくて、相談という形でかなりリスクが高い情報が入ってきている。それで、市町村はかなりリスクが高いケースで、なおかつ要対協でかなり膨大な量を確保している。つまり、児童相談所もばんばん、市町村もばんばん、これで

トリアージされて、これは軽いから市町村と言われたら、とてもたまらない。今の体制ではやっていけないという、どっちも行き詰まっている状態。

これを抜本的に変えていこうというのがここの議論であって、その1つが、少なくとも電話相談とか身元のはっきりしない、状況もはっきりしないレベルをどこかで調査しようということだと思うのですが、もう一方で、軽いから市町村と言われても、もう市町村はそれをやれるかという具体的な心配もあるかなと思います。

○山縣座長 新たな論点としては、通告という形式をとらない相談をどう取り扱うか。今、通告を前提にしたことをやっていたけれども、それ以外にも重要なものがある。

では、影山構成員。

○影山構成員 今、安部構成員もおっしゃいましたけれども、児童相談所の場合、警察からのDV通告の割合が圧倒的に増えてきて、数も割合も増えてきている。北海道のほうへ行けば6割を超えるような状況で、その辺の課題は非常に大きい。

もう一つは、189でトリアージという話をしたとき、以前山田構成員のほうからもお話があって、80万規模で30人弱の職員。それだけの専門職が本当に置けるのかということはかなり課題だろう。児童相談所あるいは都道府県と言ったときも、人口規模とかが全く違うので、例えば東京と鳥取県をどういうふうに同じように1つと見られるのか。1,300万と60万規模の都道府県を一律には語れないだろう。児童相談所についても、非常に規模の地域差というのは激しいので、虐待件数も一時保護の件数も10倍単位で違うわけですね。

そういう中で、何か今、話を聞いていると、都道府県とか児童相談所と、一つのものとして話が進んでいるように思うのですが、その辺の相談件数の規模とか人口規模とか地域性とか、ある程度加味して考えていかないと、1つではなかなかうまくいかないだろうということを感じるところでございます。

○山縣座長 笹川構成員。

○笹川構成員 この5月、6月には、各市町村の要対協の代表者会議が開催されています。そのときに前年度の統計を報告されるのですが、市町村が受理する虐待の通告経路は児童相談所からが多い。なぜかという、泣き声などで通告される方は、自分の市町村の児童虐待通告窓口の電話番号を調べて架けるよりも、児童相談所の番号のほうでどんどん啓発・広報しており、189もあるので手っ取り早いのです。手っ取り早い児童相談所のほうに架かってくる。

ところが、通告を受けた児童相談所は、その子が保育所に通っているのか、通っていないのか、健診を受けているのか、受けていないのかわからない。まず、そういう基本的な部分は市町村に問い合わせる。市町村は問い合わせされた段階で、児童相談所からの通告という経路が確定する。市町村はいろいろ調査した段階で、その結果を児童相談所に報告する。それから市町村か児童相談所のどちらが主担当になって、主たる支援機関はどうしましょうかということ電話でやりとりする。そしてそれぞれが記録として残さないといけない。その数や労力が非常に大きい。

そういうことを考えると、例えば各都道府県に1カ所のコールセンターみたいなものを設ける。住所とかがわかった段階で、まず市町村のほうに通告内容を流す。市町村のほうで基礎的な初期調査の項目、例えば生年月日や家族構成、所属や健診状況を調べることができるから。

もう一つ、虐待の重度とか最重度、中度の重い部分に関しては、現状では病院から直接、児童相談所に通告される場合が多いように思う。事件性を帯びている場合は、警察から直接、児童相談所に電話がかかってくる。一般の方々ではなく関係機関の方々は、虐待の緊急度・重症度に応じて、児童相談所か市町村かに分けて通告されている。

一般の方々が気がかりで心配だということをどういうふうに見受け取るか。それも幾つかの窓口があるよりも、1本の電話番号のほうが利便性が高いのではないかと。となってくると、それを児童相談所にその業務を負わせるのではなくて、コールセンターとかオペレーションセンターとかトリアージセンターという、独立した機関を設けるべきということだと思います。今までの皆さんの御意見を聞いたときに、何でこういうセンターという問題が生じてきたか。それはそれぞれの機関に非常に負担があったのでその軽減を図ること、虐待の緊急度や重症度と、それらに応じて対応する機関のミスマッチを防ぐという観点があったと思います。

県の機関、市町村の機関で持っている情報が全然違います。そういうことを考えると、都道府県に1カ所の、名前はと言うかわかりませんが、コールセンターと呼ぶか、オペレーションセンターと呼ぶかわかりませんが、そういうところを設ける。トリアージは、少なくとも最低限度の情報を把握した段階で行われるべきことだろう。泣き声通告があっても、市町村がずっと関わってきても拒否されるならば、市町村から児童相談所に、こういうケースで動いているのだけれども、家庭訪問が拒否されたという情報が入ってくると思います。それが県と市町村の連携のスタートということになります。

そういうことを考えると、各都道府県に1カ所の、広く皆さんがかけやすいような一本化の電話番号のセンターを将来的には作るべきかもしれません。現状の人員、人材の体制では難しいので。次の段階として、そのセンターから市町村のほうに電話して、初期調査の項目、所属とか妊娠期の情報、健診状況、保育所に入っているか、学校へ行っているかということ調べる。実際に48時間以内の安全確認なども、市町村の職員さんはやっておられます。親御さんも児童相談所の職員が来るのではなくて、市町村の保健師さんの家庭訪問のほうはほっとします。我々が突然家庭訪問して、泣かれたこともあります。そういう支援の視点との兼ね合いというか。

先ほど言いました、気がかり、心配、どうしようかというところから、実際の通告は始まっていると思います。

○山縣座長 通告のデータだけで言うと、先ほど何人かの方が言っておられましたけれども、通告元で特徴があるのは、警察は市町村にはあまり行かなくて都道府県に送る。それから、住民も市町村にはあまり行かなくて、都道府県に送る。一方、市町村に多く行くの

は、学校、保育所。共通しているのは何かというと、お互いに都道府県は市町村に、市町村は都道府県に通告してくる。行政間の通告関係というのは、データではたくさん出てくるというのが数字的な特徴です。都道府県と市町村の関係というのは、今の説明の中でできるかなと思ったのだけれども、誰が通告するかによって行き先に特徴がある場合があるのが、データから言える。

どうぞ。

○奥山構成員 送致ではなくて通告をしているのですね。児相から市町村に通告している。

○山縣座長 という形で出てきています。

○奥山構成員 それはありなのですか。

○笹川構成員 通告というよりも、児童相談所が通告を受理して調査です。調査の一環として市町村にかけるということです。

○奥山構成員 通告するということは、普通ない。

○笹川構成員 受理して、調査の一環として市町村の要対協に。市町村は、それを通告としてカウントしてしまう。

○奥山構成員 通告元が児童相談所というのが、市町村としてはあり。

○笹川構成員 あります。多いです。

○山縣座長 都道府県という感じになって。中身は市町村と考えてもらう。

はい。

○西澤座長代理 すみません、私、退席しなければならないので、ちょっとまとめてとうか。

今話を聞いていて、それは何をもって通告とするかとか、ちょっと整理しないと。例えば、児童相談所が出してくるデータは、都道府県によってまちまちで、合算した数字には何の意味もないというのが暗黙の了解ですよ。外部には出ていないけれども、けれども、そういう事態が起こってくる。それぞれの市町村によってカウントの仕方が違うという問題も起こっているんで、ここは一気にそういうものも含めて整理しないといけないのではないかな。だから、情報の照会とか調査の一環の連絡を通告とカウントされたら、統計上、全然意味がない。

もう一つ、これもずっと問題になっていることですがけれども、面前DVという新しい日本語ができていますけれども、DV目撃に関して諸外国は虐待とは全然別のカウントの仕方をしているのに、日本だけは心理的虐待に入れているので、日本では虐待の中で40%ぐらいですか。最も多くて国際的なデータと比較ができないという現状があって、国際学会に行くたびに説明を求められるということが起こっているわけです。そこを整理しないとイケないのではないかなと思う。

それから、あれはほぼ機械的に通告になっているので、もうちょっと警察庁なり警視庁なりが、そこは何をするのかということ、単に児相に通告したらいいというシステムになっているがゆえに、児相現場が混乱して過重負担というさっきの話になっていくわけで、

そこの部分も整理しないといけないと思う。

それから、トリアージサービスに関しては、わかりませんが、議論していても何も出てこないのではないですか。とにかくやってみるというのが。それはモデル事業でも何でもいいと思うのですが、船頭がいっぱいいるので船は山に登ってしまう、宇宙に行ってしまうのではないかという不安さえ覚える。山田先生、ここにいないのであれですけれども、山田先生いわく、そんな高い専門性は要求されていないという話は、スクリーニングワーカーに対してはされていたのではないかと思います。

私がサンフランシスコにいた時代、サンフランシスコの場合は社会福祉局の中にトリアージを行うコールセンターがあって、そこのスクリーニングワーカーはスクリーニングに関してのみトレーニングを受けていて、そんなに高い専門性は持っていなかったと記憶しています。

○田崎構成員 スクリーニングに関して、ちゃんとトレーニングを受けているというのが専門性で。

○西澤座長代理 僕の経験では、社会福祉学を学んだバachelorの人で、1週間の研修だったと思います。その当時です。今から3年ぐらい前ですから、今はちょっとわかりません。だから、例えば児童相談所のOBの人たちに再研修をしてもらって、県に2カ所、そういうセンターを置くというのをまずモデル的にやってみて、それがどう回るのか。問題点を具体的に出したほうがいいのではないかと思います。

すみません、長くなりました。

○山縣座長 同じ話に集中しましたが、ほかのところでも意見を。はい。

○藤林構成員 今の西澤先生の意見に関連して、ミスマッチがあって、児童相談所に本来来るべきでない通報がいっぱい来ているのが現状で、これをどう打開していくのかというのは、できることからやっていくというのに私は賛成です。その場合にいろいろなパターンがあって、多分、都道府県と政令市と中核市・特別区が、またタイプが違うわけです。都道府県も、先ほど言われたように、東京と鳥取県でも違うので、全国一律にヨーイドンということは多分できないと思うので、できる条件が整っているところから始まっていくというのが本来ではないか。

その場合に、それを児童相談所に置くのか、都道府県に置くのか、民間機関が担うのか、これも選択肢があって、そこの地域性に沿っていいと思いますけれども、置く場所によっては法改正が必要になってくるのではないか。通告先は、児童相談所、福祉事務所、市町村となっているわけなのです。例えば児童相談所や市町村でなく、コールセンターを都道府県主管課に置くという考え方もあるわけです。しかし、法律にはそういう規定がないわけです。

もう一つは、通告を受けたところが調査するという仕組みになっているけれども、通告を受けたけれども、調査するのは他の機関となります。そうすると、トリアージセンターにしてもコールセンターにしても、そこにどのような法改正が必要なのか、法改正しなく

ても行けるのかというのを事務局のほうでも整理してもらったらいいのではないのでしょうか。

ついでにもう一つ、面前DVはもっとスピーディーに解決していくべき問題で、面前DVは警察から市町村に通告してもいいのではないかと、全児相が何年も言っても全然変わらないので、これは多分変わらないと思います。そうすると、面前DVを受ける機関を児童相談所と市区町村に分けていく、というトライアージもあわせて考えていくべきではないかと思えます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

はい。

○安部構成員 安部です。

きょうの参考資料4「児童相談所の現状」の7ページ目に、児童相談所の相談経路というのがあります。今、課題なのは、近隣・知人の17%、1万7,000人。これをどうするかという議論と考えていいのかなと思います。私、とても不思議に思っていたのですけれども、189の宣伝もそうですけれども、虐待通告は児童相談所へと厚生労働省がポスターを作っているのです。これを都道府県か市町村に予算を渡して、都道府県ごと、もしくは市町村ごとに作ってくれ。児童相談所と市町村の名前を同時に印刷、両方にできるような形にすれば、これは随分減るような気がします。

189をどうするかという問題もありますけれども、国が一方で市町村に子ども家庭支援を一義的な場所ですよと言いながら、もう一方で児童相談所に情報が集中するようなPRというか、広報をしているというのが私はとても不思議で、現状でも都道府県単位で印刷するとか、区市町村ごとに印刷して、通告先を児童相談所の番号と市町村の番号と併記するということをすると、この近隣・知人の割合が随分減るのではないかと感じます。

○山縣座長 はい。

○奥山構成員 私は、それは反対です。というのは、189とわかりやすい番号にしている、なるべく通告を増やしたいというときに、児童相談所の電話番号と市町村の電話番号とあって、どっちにどうかけたらいいのかわからない状態になるのは、かえって危険だと思います。だから、逆に言えば、もっと189に流すような形をとったほうがいいのであって、市町村の電話番号、児童相談所の電話番号と長い電話番号が書いてあっても覚えやすいです。

「何かあったら189に電話してね」というところを宣伝しようとしているところなので、そちらの方向で考えるべきではないかと思えます。

○山縣座長 はい。

○影山構成員 189についても有料ダイヤルなのです。場合によっては、無料のもの。大阪市などは、虐待通告の無料コールセンターを作っているわけです。189よりも無料のホットラインをちゃんと調べてかけてくるという話は聞いています。今、携帯などでかけ放題というのがありますけれども、その辺を今後どうしていくのかというのも1つ考えなければ

いけないと思います。

ただ、今の189自体が全国児童相談所共通ダイヤルだということで、そこの中には当然虐待通告だけではなくて、子育て相談といったものも含めて入ってきている。今、児童相談所ですから、24時間365日、基本的には受けていますけれども、これを市町村とかを考えたときに、1,700ある市町村が全て24時間365日体制で電話を受けられるかという、そこはちょっと検討の余地があるかなと思います。

○山縣座長 はい。

○田中構成員 ちょっと教えていただきたい。今、189にかけると、最大の括りとしては都道府県。それ以上、全国同じところにつながるということはないのですか。

○結城課長補佐 かけていただきますと、最寄りの児童相談所につながるようになっていきます。固定電話だと、それがすぐわかるようになっていますが、携帯電話だと、今までは特定するための作業が必要だった。そういった意味では、今年度、コールセンターで早くつなげる。基本的に最寄りの児相につながるようになっていきます。

○田中構成員 携帯でコールセンターにかけたら、全部同じところにつながる。

○結城課長補佐 コールセンターは、携帯からかけた場合に全国で1カ所のセンターにつながって、そこから直接最寄りの児相につなげるような仕組みを今年度。

○山縣座長 奥山構成員、さっきのところで、コールセンター的な189の機能と、それが今、児童相談所に行くことになっている。それまで議論していた初期調査とかトリアージということと、189はくっついているイメージですか、それとも別途。

○奥山構成員 先ほど来出ているようになかなか難しいのですけれども、私の意見としても、トリアージをやるべきだと思うのです。それから、1カ所でやろうとしたら、政令市、特別区、中核市のほうがやりいいと思います。だから、そういうところからでもいいから、1カ所にセンター化して、区なら両方、区ですから、同じところの情報なので、それを使ってやることからまずやってみるというのが一番いいのではないかと思います。

まずそれをやってみて、都道府県では市区町村の情報にいろいろな問題があるので、データベース化して、情報をちゃんと共有できるような形を都道府県に広げるまでに整えていく。そして、都道府県のほうでもできるような形をとっていくべきだと思います。できるところは先にやってみる。それから、並行してデータベース化していく。そして、都道府県でもできるような形に持っていくというプロセスを考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

○山縣座長 イメージとしては、政令指定都市が一番いい形になるかもしれない。

○奥山構成員 いえ、一番いいのは特別区かもしれない。

○山縣座長 指定都市をイメージしたのは、市が児童相談所を持って、区が相談窓口。

○奥山構成員 区が持つときに。

○山縣座長 特別区ではなくて、政令指定都市の。区というのは、市長のもとに全部あって、そのほうが振り分けやすいなと思ったけれども、そうでもない。

○奥山構成員 どっちでもいい。

○山縣座長 影山構成員。

○影山構成員 特別区も非常に人口規模がばらつきがあって、一番多いところは88万超えて、一番少ないところは5万9,000ぐらいということで規模差が非常に大きい。ここでも、自治体の規模とか考慮した体制を考えていかななくてはならない。モデルとしてやるとなると、これから新たに児童相談所を設置する特別区は難しいと思います。

また、都道府県がやろうとすると、区市町村の情報は基本的に直で見られませんから、そのところはかなり課題は大きいだろうと思います。

○山縣座長 先に。

○西澤座長代理 今の話に関して言えば、政令指定都市で、例えば藤林先生のところでモデル的に先行的にやるというのが一番現実的ではないか。福岡市は、とてもいろいろ取り組んでおられるというのもあると思います。

189、いろいろな混乱の結果がこのカオス状態になっているでしょう。だから、市町村に一義的には通告をと言いながら、今度189を作って、それが児相につながるようにしてみたいな政策的な混乱があるので、一旦御破算にして、例えば189で行くなら、189を中心に一から構築していくというプランで考えたらどうか。それもモデル的にやるというのが一番いいのではないか。

もう一つ、全然話が違うのですけれども、基本的に鈴木さんが出していただいた流れ。この通告対応に対するイメージがこれかどうかは別にしても、大体こんな感じかなと。市町村とのすみ分けとか児相の機能分化という、今後の話題だと思います。

ただ、1つ気になっているのは、最後の児童相談所の役割として、自立支援計画、これは名称を変えようという話に多分なってくるのですが、ソーシャルワーク計画なのか、支援計画なのか、わかりませんが、それがあって、進行管理があって支援効果を測定します。支援してほしいと思うので、子どもに対する支援とかケアリーバーの問題とかもここで扱うべきではないかと思っています。

もう一つ、私の中で皆さんと全然一致しないところで、ずっともんもんとしているのが、市町村に支援拠点を作って支援するのだけれども、僕は都道府県がそこをバックアップする体制をぜひ作っておいてもらわないと、市町村と都道府県の力関係というのが、そんなくみたいに、あってはならないものでもあるわけですね。そういう部分が残ってしまうのではないか、力関係みたいなものがあるのではないかと思うので、家族支援を市町村が担うときに、それをバックアップする都道府県レベルの機関とか、そういうものがあってほしいなとずっと前から言い続けているのですけれども、なかなか同意が得られないので、またイタチの最後っぺで言うておきます。

○山縣座長 ありがとうございます。きっと、鈴木構成員の最後のやつは、タイトルが継続的支援機関だから、言葉として入っていないだけで、支援要素は入っているだろうと勝手に思っています。

では、鈴木構成員。

○鈴木構成員 モデル的なところの単位の話ですけれども、政令市がいいかなと僕も個人的には。ただ、先ほど来、いわゆる市町村が情報を持っていて、県が持っていないというパターンが当然あるわけで、政令市の場合はそれが一元化されているので、情報の流れもいい。それは現実、そうだと思います。なので、モデルとしては非常に導入しやすいと思われ、現実的に洗い出せるスタート地点が高いと思っています。

ただ、県児相としての立場もあるのですけれども、市町村が持っていて、県児相が持っていないというパターンも現実的にあるわけで、そういったモデルも、今回、導入してもいいのかな。そこから洗い出せるものがきつとあると思うので。決して静岡県でやってくれと言っているわけではなくて、そういった複数の市町村を管轄として持っている児童相談所があって、かつ市町村の情報にアクセスできないけれども、虐待対応しているところが、そういったモデル的にやったときにどうなるのかなというのは、1つ考えてもいいのかなと思います。

○山縣座長 モデル事業はいろいろパターンがある。どれだけ可能かは別にして、それはあり得る。

○相澤構成員 私もそれをずっと考えていました。要するに、それを制度化するということができれば、どこの都道府県でもある程度きちんとできるようなものでないと、制度化にはならないので、モデルをやるのであれば、いろいろなタイプの都道府県（児童相談所）と市町村の関係を考えたモデル地区をきちんと選択して、その上でやるのが重要だと思います。

○山縣座長 先ほどの人口規模とかも恐らく要素になるだろう。

はい。

○藤林構成員 どこがモデル都市であるのかという議論と、もしモデルとしていくのだったら、この189は「児童相談所全国共通ダイヤル」ではなくて、「児童相談全国共通ダイヤル」というのがこれからのネーミングとしてはいいのかなと思います。誰かが言ったみたいに、虐待通告だけでなく、よろず相談というか、いろいろな相談が入ってくるわけですから、児童相談を一手に受けて、そこでトリアージしていくというイメージになっていくのかなと思います。

○山縣座長 安部構成員。

○安部構成員 昨年度、子どもの虹で市町村と児童相談所の役割分担みたいな研究をしていて、3年研究の研究費をもらっていたのですけれども、その最後が政令市で、政令市の児童相談所と区役所の関係をアンケートとヒアリングをしたのです。全国的な政令市を幾つかやっています。言われるように、情報は共有化しているのですけれども、児童相談所と区役所がうまくいっているところはすごく少ない。その役割分担ですごくもめているのですけれども、結構うまくいっているところは、平成17年、2005年の市町村が第1窓口になりますということの後に政令市になったところは、最初から区役所で相談を受けるのだ

ということを意識した役割分担をしているのです。それ以前に政令市になったところは、区役所のほうがなかなか受け入れていない。

京都などは、虐待対応を全部児童相談所でしていますという極端な役割分担をしていたり、区で要対協を組織していないところもあったり。福岡市は結構うまくいっているほうだと思いますけれども、政令市と一言で言えないし、情報共有というところではうまくいっているのですけれども、児相と区役所の役割分担をトリアージセンターが決めたら、またそこで大げんかになるのではないかと、ちょっと勝手な心配をしていました。

○山縣座長 笹川構成員。

○笹川構成員 まず、市町村が持っている情報、県が持っている情報。県が持っている情報はほとんど市町村が持っているのです。一番身近な基礎自治体だから。県が持っている情報、児童相談所が持っている情報は少ないです。あえて言えば、名前が違って、お父さんが違うケースで、どこの施設に入っているというのがわかる。一番わかるのは、市町村の身近なところ。そこが自分のところの市町村の住民だ、子どもだという意識を持っているところは非常に丁寧にアプローチされている。相談所から一報が入ったときに、支援ベースで今まできっちりかかわっていましたということがあるのです。

そういうところに行くと、既に聞いています。そっちの情報も別機関から入っています。それなら、効率性という視点がいかどうかわかりませんが、市町村と児童相談所の2つの窓口がある方が二重のチェックがかかっていいかもしれませんが、後の事務的処理を含めて市町村のほうに情報が行くのが早いのではないかと思います。

ただ、市町村の場合に夜間・休日の対応ができていないということがあります。重度のケースに関しては、夜間・休日も全部児童相談所に入ってきますけれども、そのときは緊急対応連絡網というものを使って、市町村の守衛室から連絡が担当課の課長に入るようにしているところもあるのですけれども、休日・夜間対応をどうするかということが、市町村では現実的には難しい。ただ、現実的に難しく先送りしていたら、これだけの大きな事件が起きているにもかかわらず、現状の体制整備が追いついてからやりましようとなってくると、何年先になるかわからないということになります。

それと、藤林委員がおっしゃったような、189、児童相談を全部一本にしてしまうというのは賛成です。ただ、児童相談の189にしてしまうと、児童虐待に特化したほうがわかりやすいのではないかと。重篤な部分の虐待通告と、それから、今、熱が出たのですけれども、どこの病院に行ったらいいでしょうかという電話も一緒にするのは問題がありますので、児童虐待に特化したような相談にしたほうがいいかなと思います。

もう一つ、これは追加ですけれども、面前DVは今、児童相談所に通告が来るのですけれども、私の管内では、各警察所の生活安全課が要対協のメンバーに入っています。児童相談所に文書の通告が来るのですけれども、それと同時に、もしくはそれより早く要対協の構成メンバーとして守秘義務が全部かかっているものとして、どこの市にこういうケースがあるということで、警察から既に一報が入って動き始めていますというところもあるの

です。

警察のほうの規則的には児童相談所が通告先になっていますけれども、現実的には要対協のメンバー、情報の共有を図らなければならないということで、市町村へも警察からも一報が入っているという場合もあります。だから、その辺の中身的な充実をどう図るかということも必要かなと思います。

○山縣座長 では。

○田崎構成員 トリアージセンターが振り分けたら、市町村とけんかになるのではないかな。私も本当はそう思うところがあります。なので、トリアージセンターを作る、作らないという話は横浜市でも大分議論したのですけれども、それはどこの管轄なのか。一番けんかにならないのは、トリアージセンターを児相でもなく、本庁に管轄を置く。児相の職員なのかもしれないけれども、管轄を本庁みたいになればけんかにならないのではないかなという話もありました。

私は政令指定都市なので、さっき児相がトリアージすればいいではないかと言ったのは、結局、すぐ区役所に全部情報照会できるし、そういうふうにするのが一番重篤なケースを見落とさず、死亡事例が一番起きづらいのがその方法なのではないかと、現場でやっていると。何年かに1回起きる死亡事例は、一番初め、区役所の保健師さんが抱えていてとか、病院もちよっと危ないと思ったので、区役所に訪問してねとか言うのだけれども、区役所はそれほど危ないと思えずに、訪問を断られると、断られてまで行くのもどうかと思って、そのままにしていたケースとか、そういうものが死亡事例で幾つか出てくる。

なので、トリアージというのはリスクを少し重く見られるところがやるというのが、子どもの命を考えると一番いいのではないかなと思います。そして、政令指定都市でモデル事業ができると、本当はいいのかなとは思いますが。

○山縣座長 今のお話は、モデル的なものをやろうとすると、児相に置くパターンと、都道府県、本庁に置くパターンがあり得る。ただ、今、一部の委員から出ている、外部に出すことについては、守秘義務の問題をクリアしなければ、そう簡単にモデルとしては出せないかという気がしますけれども、庁内であれば特に問題がない。

増沢構成員。

○増沢構成員 皆さんの議論を聞かせていただいて、トリアージに限らず、いろいろな児童相談所の取り組み、市町村の取り組みを考えると、ずっと委員会で繰り返し出ていることで、自治体によって余りにも違うということですね。だから、ここでトリアージセンターはこうであるというモデルを例えば示したとしても、それがじっくり来る自治体と、全くそうでない自治体があるということで、その判断はこちらではできないですね。

僕は、これに関しては、主体的に政令市がいいのか、ほかがいいのかも含めて、自分たちの自治体で本庁に置けばできるという、ある種イメージができて主体的に取り組むところに手を挙げていただくしか、やろうという方向にはなっていないのではないかなというのがまず1つと。

それから、先ほど相澤構成員がおっしゃられたように、余りにも違うのです。もうとにかく山本構成員が一番初めにお話ししたように、都市と地方で全く違うということと。それから、都市でも随分違いますね。ここで議論していて、本当に思うのです。相澤構成員がおっしゃったように、タイプ別にトリアージとなるのがベストなのだけれども、日本にどれだけの、どういうタイプがあるのかというあたりの整理。これは時間のかかる話だと思うのですけれども、ある意味2000年からいろいろ進歩してきて、それぞれのタイプがあるかと思うので、一方でその辺を整理するような研究をしていただきたいなということをおもいます。

どうも人口規模だけではないですね。前回、金沢市と葛飾区と同じような人口だけれども、取り組みが随分違う。それは、ケースの中身もきっと違うと思うのです。そういうケースの中身が都市と地方でどうであるのか、そして体制がどうであるのか、連携具合がどうであるのか、そして人口がどうであるのかということもトータルに少し整理していくことが必要になってきているのではないかと思う。だから、児童相談所の強化、研修もやっているのですけれども、研修をやっている立場としても、この研修のプログラムなりテーマなりが、そのそれぞれの自治体にどれだけしっかり合うのか、常に考えるようになっていきます。

そのときのグループ編成にしてもそうです。同じような人口規模でグループ編成しても、ちょっと違うし、うちと違うねという話が出てきたりする。だから、その辺をぜひ研究レベルで進めていただくような流れを作っていただければなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

他に。

○奥山構成員 そういうことを考えると、一律に全部置きなさいというよりは、置けるという規定を設けて、置けるところから置いていくみたいな方向でやっていくのも1つなのかなと思いました。県と政令市と中核市とが全部同じ児相でなければいけないかというのは、それもそれぞれの県の児相で特徴があるだろうと思います。だから、そういう意味で置ける規定になっていけば、別にどこから置いていっても構わないという形になるのかなと思いました。それをやっていく上で、さっき言ったように、他のところでも置けるような整理をしていって、最終的にいろいろなところが置けるようにサポートしていくという形もあるのかなと思った次第です。

○山縣座長 相澤構成員。

○相澤構成員 奥山先生の置ける規定もそうだと思いますし、先ほど鈴木さんが御発表のときに、1と2は一緒にやってもいいところがありますと。要するに、1だけやるのではなくて、1と2を一緒にやるようなモデルがあってもいいし、実態に応じた、県で取り組みやすいシステムは何かということを考えていただいて、提案していただくということも必要ではないか。そういう意味では、研究ベースでおやりになるということでもいいのかなと思いました。

以上です。

○山縣座長 はい。

○影山構成員 今、189は、全国一律、相談共通ダイヤルということで、その辺を活用してやれるところからやっっていこうという、これはなかなか無理が出てくるだろうと思いません。新たな通告の仕組みを作るのであれば、これは別の組み立て方をしないと、同じ189にかけて、そういうところへつながって、こっちは児童相談所につながりますというのはなかなか無理があるかなというのを感じるころと。

もう一つは、そういった一つの窓口である程度情報を収集して、きちんと振り分けをやるということであれば、そこに対する一定の調査権をもっときちんと整備していかないと、親御さんの病気の情報とか、その辺は今の規定だけでは不十分だろうと思えます。子どもの様子については、所属機関等に確認すれば、それなりに区市町村レベルでとれるだろうと思えますけれども、親御さんの受診状況とか、特に精神の方の受診状況は、規定としては国のほうで随分整備していただいていますけれども、もうちょっと強い規定をきちんと設けて、情報が収集できるような仕組みをぜひ御検討いただきたいと思えます。

○山縣座長 坂入構成員、どうぞ。

○坂入構成員 まさに自治体によって、市区町村の実力は本当にさまざまだと思います。東京はずっと子ども家庭支援センターということで育成し、職員も児童相談所に研修に随分行くなどして育ててきていると思えます。そういう意味では、地方の自治体によっては、今回、支援拠点を設置できることになりましたけれども、支援拠点を設置したところで、そこがちゃんと対応できるのかというところが問題だと思いますし、通告をどこが受けるかだけではなくて、そこから先のフォローも含めてやってなければならない都道府県もあるのではないかと思います。

コールセンターで受けるだけではなくて、それを受けた後、市町村が調査するわけですが、そこから先の進行管理も含めて、都道府県の実態によっては必要なのではないかと思います。

○山縣座長 ちょっと議論を1カ所に集中させてもらっていいですか。今までの話で、モデル的な実践研究と実態把握的な調査研究、それがまず要るのではないかという話。それと並行して、児相の一部の機能について、トリアージ的要素について、奥山構成員の言葉を借りると置ける規定、置くことができるという規定で法律的に対応したらいいのではないか。

法律だから、置かなければならないとか、置くものとするという義務的なことではなくて、置くことができる。置いた場合にはこういうことができますという規定と、努めるものとするという努力義務的。もう一つ、望ましいという規定があったと思えます。何とかを置くことが望ましい。いろいろなレベルのものを想定しながら、義務化はしないというぐらいのところかな。

もう一点は、これまでの議論で言うと、委託できるという規定、直営でやってもいいし、

多様な形態があっても将来的にはいいと。ただ、スタート段階ではモデル的には行政でやるしかないかもしれないけれども、しかるべき機関、必要な要素は当然示さないといけないけれども、委託できる規定を作ればいいと思いますけれども、それを前提に、鈴木構成員の10ページのモデルとして、これ以外の考え方もあろうかと思えますけれども、トリアージについては委託できるのではないかという議論が出ていたのですが、1番と2番は委託できるけれども、3番は委託できない。児相固有の外せない業務は、3番の中身を膨らませたものと考えて、他の構成員の方々もいいのでしょうか。

あるいは、鈴木構成員もそういう理解で、ここに支援という言葉を入れたり。支援だったら外部委託もありかな。直でやってもいいし。

はい。

○田崎構成員 私、横浜の中央児相で、中央児相は他の3児相に比べて通告数も多くて、ものすごく大変です。かつ、1、2を虐待対応チームがやっていて、3を支援部隊がやっていると分けているのですけれども、結局、3も支援をどこまでやるかというので、児相だけでは全部できない。今、いろいろ研究とかも、支援の一部を外部委託するということでないとなかなか十分な支援ができないようになってきているので、児相がどうしてもやらなければならないのは、送致とか、この辺ですけれども、それ以外の部分はいろいろな専門性を持った人たちに委託していかないと、何もかも児相ではできない。

もっと職員がふえて、もっと専門性を得られるようになればできるモデルもあるかもしれないけれども、いろいろなところができなくなってくるのではないかと思います。

○山縣座長 そのとおり、現実にも指導委託で出せるようになっている。実施主体は都道府県、児相だけでも、一部は指導委託で外に出せる。同じことですね。

○田崎構成員 言っていたことが、的が外れていましたか。そうではなくて。

○山縣座長 同じようなことを言っていたと思います。

では、奥山構成員から影山構成員。

○奥山構成員 私が規定みたいなことを言ったのは、附則は2年をめどにで、施行からもう1年たってしまったのです。あと1年で何とかしなければならないということを考えると、相当スピーディーに考えなければならないので、モデル事業は確かに必要かもしれませんが、2年後までに本当に結論が出せるのかというのはちょっと不安がある。

○山縣座長 そういう意味で言ったつもりです。結果を待っていたら、分析までしていたら、ずっと時間がかかる。

影山構成員。

○影山構成員 先ほど、鈴木構成員の10ページの2番の部分で委託というお話があったように伺ったのですが、2番はある意味で委託にはなじまない内容ですね。立入調査、一時保護。ここは児童相談所の機能として残さざるを得ないと思うのです。1番の部分は、緊急で受けて、ある程度の初期調査の部分で、ここまでは委託も可能かなと。ここが難しいとなると、次の段階は児童相談所の出番になってくるのかなという認識です。

○山縣座長 言葉が足りなかった。2番でトリアージに必要な情報ぐらいの調査。その部分を出せるのではないか。臨検捜索までは、さすがに民間機関には。

○奥山構成員 基本的にそこで次の議論になると思います。児童相談所の機能を2つ、3つ、わからないですけれども、幾つかに分けるのか、分けないのかという議論になるのではないかなと思います。

○山縣座長 そこに行く前に、もう一つ整理しておきたいのが、189で中央化というのが1つ。今は都道府県でやっているけれども、その相談の中身を子ども相談としてイメージとして広げていったほうがいいのではないかという意見と、そうすると何もかも来るから大変なので、虐待というのをむしろ前に出したほうがいいのではないかという意見と、両方出ている状況なので、そこについての御意見を。

はい。

○藤林構成員 私も笹川構成員が言われたように、189は本来は虐待通告に特化したほうがいいと思いますけれども、もう後戻りできない、ポスターに書かれていますので、もう無理なのではないか。現実によくの相談を受けるような窓口になっているのではないか。

○山縣座長 時間をかけてもとに戻すのはあり得る。わかりました。

○奥山構成員 現状は、結構いろいろなよろず相談が多いのですか。

○藤林構成員 本日は準備してきていないのですけれども、福岡市が受けている189の中で、虐待通告と非虐待通告の割合があって、非虐待通告も多い。

○山縣座長 全国データは。

○山本内閣官房内閣審議官 ちょっと参考までにその関連で申し上げたいのですけれども、189は子どもの相談、さまざまなものが多分来ていると思いますし、さらに最近では、私どもの中で特定妊婦対策をしっかりやっていかなければいけないという中で、より緊急性の高い、誰でもわかる3桁番号という意味で、特定妊婦のかなり重いような方も気軽に相談する手段として考えていってはどうかという議論もしているくらいです。これは、方向が虐待に特化すべきということとは逆かもしれませんが、3桁という、唯一の手段としてそういう議論もあると。

○山縣座長 鈴木構成員。

○鈴木構成員 189の内容ですけれども、たまたま報告書を見ると、お母さんが夜中に子どもをたたいてしまったのだけれども、どうしていいかわからなかったという、お母さん自身の電話というのも入ってきている例もあると思うので、虐待通告だけではなくて、現実的には相談みたいな部分もあろうかなと思います。

すみません、ちょっと議論を戻してしまうのですけれども、別組織でやる場合の分離した場合の法律上の書き方、さっき奥山先生が言われた、望ましいとかできる規定をやると、都道府県としてはありがちなこと。

○田崎構成員 私も奥山先生のを聞いて、そう思いました。何してもよいぐらいだと、まずはみんな様子を見てしまう。もうちょっとになったらやろうかという感じだと思いました。

○鈴木構成員 もう一つ、別組織にしても、児童相談所の人員を持っていくにしても、国のほうに期待したいのは、そういう法律の明記の仕方と、最終的な支援を常に求めてしまうのですけれども、配置基準というところは必要かなと。そこが実現するに当たっては、こちらとしての内々の話にはなるので、きっと必要なのかなと思います。児童福祉司の増員に関しては、強化プランというものがバックアップであって、何万人に1人というのが当然ある中で進められるという現実もあるものですから、その辺も必要かなと思います。

○山縣座長 影山構成員。

○影山構成員 189の流れですけれども、もともと全国の児童相談所の共通ダイヤル、10桁でしたか、そこから始まってきて、それが27年7月に3桁化という流れで来ているので、その中で、全国の児童相談所の共通ダイヤルですから、当然のことながら虐待に特化しているわけではない。ある意味で、児童相談については、とにかく189を押せば、携帯の問題は別にして、一番身近な管内の児童相談所につながりますよという意味で、児童相談所に対する利便性でももとは始めてきたところ。

今回、虐待の通告に特化した、3桁にしろ、何にしろ、そういう緊急番号を作るのであれば、189と切り離して考える必要があるだろう。そのときは、当然のことながら虐待に特化するフリーダイヤルということも検討しなければいけないのかなと思います。

○山縣座長 新しい、別の3桁を。

○奥山構成員 本来はそうなのでしょう。いろいろなものが、夜中にちょっと不安というのまで全部かかってくると、これはこれですごく大変になってきます。その電話で相談に乗らなければいけなくなってきてしまう可能性があるわけですね。これは、電話そのものも相当考えなければいけない。

先ほどの特定妊婦まで入ってしまうと、それは児童相談所というわけではないので、特定妊婦はどちらかという市町村が対応する形になっています。そのことを考えると、電話そのものをもう一回考え直さないと、やり切れないのかなという気がしたのです。だから、全部の相談をトリアージセンターが受けて、これは市町村、これはとやるにしても、今のままだと相当大変なことになってしまう気がします。

○山縣座長 ありがとうございます。現実はどうだろうという。

○藤林構成員 でも、我々福岡市が受けている189の中で見ると、以前から24時間電話相談をやっていて、件数としては189が導入されてもそんなに増えていません。今まで、我々の24時間電話相談にかけていた人が、189になってかけてきているということなので、その意味では定着しつつあると思います。定着しつつある中には、虐待通告だけではなくて、家の中で子どもが暴れていますみたいな、子どもから親が虐待されているようなものもかけてくるわけで、これはもう後戻りできなくなってしまっているのではないかと思います。

そうすると、トリアージセンターの機能だけでなく、189を受ける人々は、そういった一般的な相談を受けて、そこで傾聴で終わるのか、それについては児童相談所で受理しますとか、これは特定妊婦とか市町村の母子相談に紹介していくとか、電話相談としての機

能も持ち合わせるようになっていくのかなと思います。

○山縣座長 はい。

○坂入構成員 1つには、広報の仕方があるかなと思います。テレビのCMですと、どうしても189という話になってしまうし、189か児童相談所か市区町村という形になってしまうのですけれども、虐待防止月間の前になると、ポスター、何枚ぐらいか所要かという調査をいただいているのですけれども、あれも一律、国が作成するのではなく、都道府県や市区町村レベルで作っていただいて、児童相談、児童虐待に関しては189、そのほかの特定妊婦に関する問題は区のこの部署にという形での補助金なりの配分をいただくと、それぞれ住んでいるところの方にわかりやすくなるのかなと思います。

○山縣座長 189を虐待にもう一回集約して別のものをやるか、189はもうある程度普及してしまっているから無理だ。新たに虐待専用の別途の3桁ダイヤルを作って、並行的に紹介していく。藤林さん、その辺はどうですか。虐待をそこから抜き出す。

○藤林構成員 そんなにたくさん予算があると思えないので、もう定着してしまったわけですから、それに対して対応していくしか道はないのではないかと思います。

○奥山構成員 そうすると、それなりのトリアージセンターを考えなければならないですね。だから、ある程度相談にも乗る。それから、振り分ける機能も持つ。それは、さっきの特定妊婦までということになったら、市町村と児童相談所の間にないと、おかしな話になってくるのではないかと思います。

○藤林構成員 その意味で、例えば福岡市、政令市に置く場合には、児童相談所でもない、区でもないところで、たとえば、福岡市の本庁のこども家庭課というのがあって、そこに置くということも考えられます。これができるのは、福岡市は市だから、通告先として法律上、可能なのです。県は、そこが法律上、難しいかな。

○山縣座長 県と一般の児童相談所を設置していない市町村との関係で。

○藤林構成員 都道府県というのは虐待通告先になっていないのです。その辺の問題があるかなと。

○奥山構成員 児童相談所がなくて、都道府県はなっていない。

○藤林構成員 そう。福岡市は市としてなっているので、いいのかなという。

○山縣座長 それは都道府県を入れたらいいだけの話。

○奥山構成員 そこは、その辺の法律の整理が必要なわけですね。2年後までをめぐりに考えなければいけないので、そういう意味ではそこも一つのポイントになってくるかなと思います。

○山縣座長 独立した虐待の電話相談は、もうなしという意見が多目に出ている。いや、そうではないという意見なのか。

○影山構成員 どう考えても、189は全国児童相談所共通ダイヤルなのです。それがたまたま長過ぎて全然使われていないではないかという中で、3桁の189、誰にでもわかりやすい番号にしようというところでやってきているので、これをそのまま今、藤林さんがお話し

されたように、福岡市が市で虐待通告で受けますとか、それ以外の相談も含めて受けますよとなると、児童相談所全国共通ダイヤルは何なのだという事になってくるのかなというところで、それほど予算が来るとは思っていないですけれども、コールセンターはお金がかかるのはわかっていますけれども、それ以前の3桁のときにはそんなにお金がかかったという話は聞いていないので、そこは違う番号で何がいいかというのはぱっと思い浮かびませんが、別の3桁化を検討していただいてもよろしいのかなと。

○山縣座長 とりあえず、今の段階では両方の意見があるという。

はい。

○奥山構成員 3桁化は結構お金がかかると聞いています。無料の3桁化ですね。今のよう形をとるならば、あれがやっとだったということですね。本来、お金はかけるべきでしょうというのはあるかもしれませんが。

○山縣座長 フリーダイヤル3桁化はお金がかかる。とりあえず、今、両方の意見があつて。

どうぞ。

○笹川構成員 すみません、時間の関係があるかと思いますが、189はもう定着していると思います。189、イチハヤクなのです。皆さんは児童相談所全国共通ダイヤルというよりも、虐待の電話ということのほうが浸透しているのではないかと思います。だから、189は児童虐待の専門ダイヤルだとシフトしていく。ところが、それ以外に、例えば夜中の育児不安とか、おねしょの相談とか、うちの息子が今、暴れていますという電話については、189で受けたら24時間体制で一生懸命やっておられるいのちの電話とか、民間機関がありますね。そういうところへの紹介とか、そういうところに持っていく。189はいち早く対応しなければいけない児童虐待の電話相談に集約していく。

48時間に確認しなければいけないような電話に特化していく。それ以外の子育て相談、悩んでいる方がいらっしゃいます。それは、電話で対応できるのと、地域の保健師さん、短い時間で次のところへきっちりつないでいくという機関に変えていくべきだろうと思います。だから、番号はそのまま。でも、相談の内容は児童虐待に特化していく。それ以外の相談については、きちんとつなげていくというシステムを体制整備を前提に提案したいと思います。

○山縣座長 はい。

○田崎構成員 それが海外で行われているトリアージシステムで、まさにそれをやっているということだと思います。

○山縣座長 いずれにしても、笹川構成員はそういう認識だったけれども、そうでない自治体もある。

○藤林構成員 これは、自治体によって、福岡市は189で全て相談に乗りましょう。でも、ほかの県は、この189の電話相談の相談員のレベルだとそこまでできないので、虐待以外の相談はこちらのほうに電話をかけてください。それはいいのではないかと思います。

○山縣座長 さっき、189は最寄りに行くと言ったけれども、最寄りのものが回線がつかえていたらよそに回す。そこしか行かない。

○結城課長補佐 管轄の児相に入れています。

○山縣座長 では、今の藤林構成員のやり方はあり得る。

○田中構成員 住んでいる地域によって、同じ189にかけてサービスが違ってくるといのは問題なのではないか。

○山縣座長 広報の仕方が国としてできなくなる。

とりあえず、いろいろな意見があるということで、もう一つ皆さんから意見を聞きたいのが、前の報告書、去年の3月の報告書の中にあっただと思いますけれども、都道府県内の児童相談所で機能を違えてもいいのではないかというのがあったと。違いますか。そこについて、ちょっと御意見。

一時保護とか、既に全てのところがやっているわけではないけれども、基本的には相談とか対応については、全ての児相が同じような形でやるという大前提になっているけれども、それを分けたらどうかという意見が出ていた。それについて、皆さんの現段階の意見を聞くことができれば。

安部構成員。

○安部構成員 もうちょっと詳しく言ってもらえませんか。どんなふうに分けるとい議論があったのでしょうか。

○山縣座長 そこまで全部記憶していない。何かそんな議論があった。

○奥山構成員 一番大きかったのは、介入する人が支援するという矛盾があって、スーパーソーシャルワーカーはできるかもしれないけれども、一般には難しいのではないかという議論でした。だから、介入という言い方がいいかどうかわからないですけれども、強制措置をしたり、介入するところと支援マネジメントをするところ、支援の中身は、どちらかという市町村が中心になるだろうけれども、支援のマネジメントをするところ、とを機関として分ける。もしくは、最後に1行入っていたと思うのですけれども、どうしても小さいところで1カ所しかない児童相談所の場合は、機能としてしっかり分けるということをするべきではないかというのが提言でした。

○山縣座長 機関内で分けるやり方もたしかあった。

○奥山構成員 大きいところはできるだけ機関を分ける。機関を分けるときに、幾つかある児童相談所の一部がそっちに回って、一部がこっちに回るといこともあり得るのではないかという議論があったと記憶しています。

どうぞ。

○結城課長補佐 今の件ですけれども、参考資料5ということで報告書の抜粋をつけておりまして、今、御説明いただいたのは、3ページの(7)の児童相談所の強化のための機能分化のあたりのことかと思えます。

○吉田雇用均等・児童家庭局長 あるいは、お手元にファイルを置かせていただいています。

すが、これまでの資料を取りまとめておりますが、一番下の第5回のときの資料の全体に、このような形で抜粋で、きょうお手元にプリントアウトしたものの全体版をファイリングしてございます。もし、より詳しくということなら、そちらをごらんいただいても、事実としてはそこに議論の経過がまとめてあります。

○山縣座長 これを担当した委員会では、ここを丁寧に書いておられたので、それもある程度意見を聞いておかないといけないかなと。

どうぞ。

○田崎構成員 イメージとしては、児童相談所は幾つかの区域に分断しているではないですか。それが、ここの区域の中で2つあって、初期介入と支援が別の機関になっている感じですか。

○奥山構成員 例えば介入をやる場所は広域でやるのだとなれば、そこに1カ所でもいいでしょう。もともと決められている区に必ず2つずつ置きましょうということではなくて。

○田崎構成員 去年、うちの児相でトリアージセンターとかを話し合ったときに、トリアージセンターを1個置いて、そのトリアージセンターに介入・調査の職員も全部いて、横浜市の中で、その職員が全部のところの調査をするというモデルはどうかみたいな話も出たのです。そうすると、横浜はそんなに広くないかもしれませんが、それでもこの職員が全部のところに行くというのは、今までと比べると随分やりにくいのではないかな。

全然違う、ここの区域のことをこの人は余り知らないし、トリアージはここでして、それぞれの児相に初期調査の職員がいて、その人たちが行くほうが、その地域のことも調査しやすいし、その区役所に調査もしやすいし、1カ所しかないのはよくないのではないかなみたいな話も出た。もし分けるとすれば、それぞれの区に初期調査のところと支援するところが同じ機関だと、親も行きにくいので、同じようなものを分けて作るほうが私はいいかなと思います。

○山縣座長 そういう意見をそれぞれいただけたら。はい。

○影山構成員 報告書の12ページで書かれているのは、通告が受理され、要保護か等の措置を行う機能と、措置後の事例マネジメントを行う機能を別の機関で行うといった体制整備が考えられると書かれています。ここの部分というのは、別の機関というのが、いわゆる市町村をイメージしているのか、それとも児童相談所を2つに機能分化するというイメージなのですか。

○奥山構成員 児童相談所を分化する。

○山縣座長 後者。市町村にという話にはあまり読めなかった。

○影山構成員 児童相談所を2つに分けるということ。そうなると、市民の側から見て、児童相談所を2つに分けましたと言われても、実際のところでは2つの機関に多分見えないただろう。そこがちょっと違うのかな。1つの児童相談所という組織の中で、あなたたち、2つに分けると言っても、同じ穴のムジナではないかという話になってしまうかな。

○奥山構成員 だからこそ機関を分けるという話が出たのだと思います。もう児童相談所という名前も変える。

○影山構成員 すると、この支援の部分というのは、逆に民間に委託するとか、そういう話とはまた違うのですか。

○奥山構成員 支援というより支援マネジメントなので、例えば市町村が委託を受けて支援に行くために、福祉司指導をかける、そういうマネジメントがきちんとしてできるのか。それから、一時保護をして施設に入ってというお子さんたちのソーシャルワークのプランを立てて、どういうふうに進捗管理をしてやっていくのかとか、そういうマネジメントをする部分と、それから、介入の部分とを、違う機関の名前にするとか、そういう形で分けるという考えでした。

○山縣座長 正確に記憶していないのですがけれども、議事録等を見ていた範囲で言うと、同じソーシャルワーカーが一方で分離に行き、分離した途端に今度は回復、その難しさがあるのではないですかというので分離論のようなものが出ていた。

○奥山構成員 専門委員会が一番最初的时候に議論になったことで、皆さんがおっしゃっていたのは、後で支援をしなければならぬからということで、介入が疎かになって命が助からなかった例があり、それはまずいという話になっていました。

○山縣座長 そこをどう解決するかというので分離論が出て、名前まで新しい形で。

はい。

○田崎構成員 そういうことのためであれば、同じ児童相談所の中で、うちみたいに介入チームと支援チームを分けるだけでもいいかな。分けるだけでよくない部分というのは、支援になったときに、保護者の方がどうせ同じ児相だろうと行って、そんなうまいこと言ってみたいになって、あまりいい関係が持てない。なので、機関を分けるというのはありかなと思ったのですがけれども、児相の中で分けることでも、後の支援のことを考えて、この人たちが見た目が甘くなるかという、専門性さえちゃんと積み上がっていけば、余りそれはしないような気がします。

○山縣座長 報告書の中には、部として機関内で分けるという案も書いてある。

安部構成員。

○安部構成員 質問ですけれども、さっき言われたみたいに、所内で分けているところと、地区担当しか置いていないところとあるような気がするのですがけれども、どなたかそのデータを持っていませんか。つまり、児童相談所の中でそういう役割の分化をしていないところ、多分、管轄は広いけれども、人口が少ないところはやっていないかもしれないなど。

○山縣座長 事務局にデータ、ありますか。虐待対策チームとか室を置いて、そこで虐待を全て取り込んでいるパターンと、今の分けるというパターンもある。

先に影山構成員、後でデータ。

○影山構成員 調べていただいている間にお時間いただいて。

東京も、昨年度から虐待対策チームを幾つかの児童相談所で作りながら、試行的にやっ

ていたのですけれども、それをやっている中でうまくいわずに、もとに戻ってきているところがあるのです。引き継ぎの部分とか、最初の親御さんとのやりとり、臨場感を持って、次のところに進めないというところもあって、最初は虐待の介入部分を対策チームが特化しようということで進めたのだけれども、中身はそれではうまくいかないということで、今は一時保護に至るようなケースについては、最初から虐待対策と地区担当も一緒に入るということでやっていかないと、在宅指導とか入所後の家族再統合に結びつかないという経過もあるので、そこはなかなか一律に分け切れないというのと。

先ほど増沢構成員がお話しされたように、全国の中でもいろいろな体制を組みながらされているところの自治体もあるので、その辺はきちんと精査して、現実がどうなのかというところを見ていく必要があるだろうと思います。

○山縣座長 笹川構成員、その後増沢構成員。

○笹川構成員 奈良県の場合は、虐待と非虐待に分けています。虐待が初期対応から始まって、施設入所が終わった後の指導もしています。当初は、施設に入った時点で、また児童福祉の在宅指導が決まった時点で、地域担当にバトンタッチということも考えていたのです。いわゆる役割分担、機能分担を考えていたのですけれども、地域担当にとっては、保護者と、また新たに関係を作らなければいけない。実際に文書化されている情報以外のニュアンス的な部分が臨牀的に非常に大切。親御さんが一番しんどいときに乗り越えた部分が介入された担当のワーカーだ。だから、あいつは信じられるという浪花節的な部分、おかしいのですけれども、そういう部分があるのですね。

後の支援を考えるから、介入とか強制的な権限発動を控えるか。それはありません。きっちりと言っていくことによって、それを乗り越えると言うとおかしいですが、親と対峙しなければいけない。それも踏まえた上で次の段階が来ると思っています。

ただ、役割分担・機能分担で弊害が出てきていますのは、虐待チームの顔つきがだんだん陰しくなってくる。夜間・緊急の対応もある。時間外勤務、土日出勤が非常に多い。となってくると、職員で妊娠・出産・育児の休業から復帰してきたけれども、そういう職員を虐待チームに配置できにくいですね。年齢とか性別が偏ってしまって、虐待のチームからなかなか抜け出せないような状況があつて。虐待対応を担う職員は、ゆとりをもって、やらなければいけないのだけれども、いつも追いかけるようで、だんだん顔つきが陰しくなって、ストレスがたまっていくという状況になっている。

虐待対応・相談は人間がやります。だから、人間のメンタリティーとか、そういう部分をきちんと考えて、一つの議論の視点だけで機能分担を進めてはいけないと思います。もちろん、サービスを受ける側のことを第1に考えなければいけないのはわかるのですけれども、それを担って担当する職員のことでも重要です。その要因を無視して、あるべき論で検討するのではなく、チームの年齢構成という人のことも考えなければいけないということ、今後の議論のポイントとして入れてほしいなど。現場からはお願いしたいと思います。

○山縣座長 一言挟ませてください。前の委員会では、その後の支援関係が崩れない程度の介入しかできない、ちゅうちょするから分離したほうがいいのではないかという意見が複数から出ていたけれども、ここではそうではない。むしろ、一緒のほうがいいのだという意見のほうが複数出ている。

その前に、先に手が挙がっている人。田崎構成員、増沢構成員、奥山構成員、藤林構成員。

○田崎構成員 私は、横浜市でしか働いたことがないので、一番初めから分離したやり方になっているのです。分離したやり方で、例えばその後の支援がうまくいかなかったとは思えないのですね。なので、これはもともと分離していないやり方をしていたところで、どんなところがうまくいなくて、またもとに戻っているのか、詳しくその辺を、別々のやり方をしているところでいろいろ出し合って議論したりしないと、ちょっとびんこないとか、なぜそんなにうまくいかないのだろうみたいなことがあるので、そこをきちんといろいろな意見を聞いて精査したほうがいいかなと思います。

○山縣座長 先ほどの調査のところですね。

では、増沢構成員。

○増沢構成員 調査、保護措置といったものが大前提の話で、一連のケース支援の中の一つ一つメニューのはずですね。措置も保護も。それは、長期的な支援ということを考えてときに適切であると判断されるから措置ですね。その部分で1つ分化して機能するというのは、もしかしたら非常に不自然なことが起きないのか。ただ、これは横浜市が分離してやっているというのは、そうは言っても同じチームの中で、それぞれ連絡を共有させながら分離しているのだと思います。

○田崎構成員 同じフロア。

○増沢構成員 同じフロアで。この辺が別々の機関になると、保護と分離というところだけに特化すると、支援という土壌から離れていろいろなことを判断し出す危険が出てこないかというのは危惧するところ。市町村と児相は一連の支援のはずですね。そこがなぜ対立関係になるかというあたりも、その辺がもしかしたらあるのかなと思います。これは、先ほど一度分離したところが、なぜ統合できたのか。

それこそ、先生おっしゃったように、よく調査し、ヒアリングして分析する必要があると思いますけれども、恐らく統合された機能を1つとってしまうことで、例えば支援するほうは、措置した後にそれを解除する話になったときに、もっと支援が要るというときに、措置と解除だけをしているところは、そのときのいろいろな判断を本当にケース主体で見えてくれるのかどうなのか。数が多くなったから、早く措置して解除したほうがいいという変な発想がそこには入ってこないかどうか、いろいろなことを懸念する材料がふえてくるのではないかということをお心配します。

○山縣座長 奥山構成員。

○奥山構成員 基本的に、皆さん、変えたくないのです。みんな、自分のやっていること

を変えたくない。でも、それで悪いことが起きているというのが専門委員会での議論でした。外からの目で話がなされたのです。中から見たら、それは変えたくないでしょう。だけれども、それで外から見たら、どうしてそんなに介入を躊躇するのかと言ったら、「だってその後の支援があるのです」という答えが現実に返ってきているのです。だから、皆さん、スーパーソーシャルワーカーの方々をここに集めて、それはかえってよくないよと言っても始まらないと思うのです。本当に起きている事実なのだから。それが相当話されたということなのです。

子どもを助けるために今、何をすべきかというところで相当の議論がなされて、機能を分化していくということをやってみないと、この先、進まないのではないかと思います。そして、先ほどの介助のところは恐らくマネジメントのほうでやる形になるだろうと思うのですけれども、そういうところに特化していかないと、毎日、一時保護するかしないかというのと、保護した子どものパーマネンシープランをどうするのだというところが一緒に本当にできるのかというところを真剣に考えてほしいのです。

○山縣座長 では。

○藤林構成員 この、介入とその後の支援のあり方というのは、多分全国の児童相談所でさまざまなバリエーションがあって、いろいろな議論があって、どこまで初期介入班がやって、支援班はどこまでやるか、その線引きも児童相談所によってさまざまなのですね。福岡市においても、以前は初期介入の課が最初の調査から長くケースを持っていて、措置した施設で大暴れしたケースも持っている時代もあったのですけれども、それは時代によってバリエーションが変化していく。同じ児童相談所でもそうです。

最近では、面前DVも非常に増えてしまってその対応に追われているので、ケースを長く持っていられないのです。これは、本来どうあるべきかというのは置いておいて、初期介入する、保護するところが、ケースを長く持っているということが現実上、不可能になってくると、おのずと分業していくということは一つの流れかなと思ったりします。

もう一方で、支援マネジメントというか、我々で言えば支援課というところがあって、ここは長く持っているのが本当にいいのかどうか。区役所にケースを送致していくとか。実際に社会的養護措置になった場合にも、支援課の地区担当の児童福祉司が非行相談で受理しながら、長く社会的養護に行っている子どものことまでなかなか手が回らないということがあった。そこで、ここも分業して、3年以上措置になった子どもは一つの係を作ってしまったのです。多くのニーズに対応していこうと思うと、ある意味で分業化というか、セクションを分けていくというのが一つの流れかなと思います。

それを先ほど言いましたように、全国の児童相談所、一斉にこれで行こうとは多分ならないので、それぞれの児童相談所の歴史とか流れがあるわけですが、こういう一つの流れがあるというのは提示していてもいいのかなと思います。

もう一つ言いたいのは、通告から介入に至る長い経過を、児童相談所の枠を超えて分業化するという発想もあるわけですが、それはもっとソーシャルワーカーが専門化し

ていって、洗練されていくと、それもあると思いますけれども、まだそこに至っていないので、私という所長のもとに、それぞれの分業があつて統合していくという役割は、まだ当分必要かなと思います。

○山縣座長 完全分離ではなくて、庁内での担当者はあり得る。

○藤林構成員 セクションに分かれても、所長の私が鳥瞰的に見ているところで、先ほど言われた、初期はこんなに大変だったのに、そんなに簡単に解除をするのか、みたいなことが言える仕組みがないと、いつの間にか解除されていましてということが起こってしまうという危惧はある。

○山縣座長 田中構成員、増沢構成員。

○田中構成員 今と同じような意見ですけれども、支援される側からして、機関も変わってしまうと、児相に言われて、あそこに支援されに行ってくださいというのに親が乗れるかということをちょっと考えます。それが機関も分けてしまうことのデメリットとしてあるのではないかと思いました。

○山縣座長 所内の分離はどうですか。

○田中構成員 それはあり得ると思います。

○山縣座長 では、増沢構成員。

○増沢構成員 藤林先生がおっしゃったように、本当に忙しくなって、初期の部分だけで後の支援に手が回らない。その論議で支援の部分というのは市町村でやってもらおうという論議というのがずっとあつて、それはそのとおりだと思いますが、支援と介入ということではなくて、僕の中にあるのは、例えば一時保護したり社会的養護になるようなケースというのは、一連の統合されたものとして支援もやっていくべきではないかと思うのです。それはさっき言ったことなのですからけれどもね。

今、社会的養護は全対応件数の5%強ですね。在宅支援のほうも多いので、そこで児童相談所の手がとられているとなると、そこは市町村を強化してマネジメントだけれども、一部の社会的養護のケースというのは重症級なわけですね。要保護児童中の要保護児童なわけです。そこは一連のものとして、行政措置も含めた支援の大きな統合された流れとして扱っていくということが大事だし、社会的養護は何も児相だけではなくて、児相に送致すると児相のケースになって閉じてしまう市町村もありますね。

そんなことをしてはだめで、それこそ市町村と児相や施設で里親さんと三位一体になって推進していくという方向にならなければいけない。そのために、5%の少ない子どもたちにこそエネルギーを注いでという意味の機能分化、線引きというのは必要なかなと僕は思っています。

○山縣座長 坂入構成員。

○坂入構成員 今お話にあったように、児童相談所の中で機能を分けてしまうと、我々市町村としても引き継ぎが非常にしにくいですね。虐待当初対応、しょせんは人と人のつながりなので、お客さんと対策班であり、お客さんと地域班であり市町村であり。その人

のつなぎは非常に難しい。機械的にはできない部分があるのかなと思います。

それから、これまでいろいろな事件が起こってきて、何で介入しないの、何で帰してしまうのだというのがいっぱいあるのですけれども、それは機能だけの問題ではなくて、人の問題。189もそうですし、面前DVもそうですし、いろいろなケースがどんどん入ってきてしまって、本当はやりたいのだけれども、じっくり関わりたいのだけれども、関われなくなってしまっていたという現実があると思います。今回、大幅に児童福祉司の数を増やしていただいたのですけれども、確かに問題はありますけれども、問題の解決策として、分離だけではないのだろうなと思います。

○山縣座長 田崎構成員。

○田崎構成員 今、私は機能を分けている児童相談所にいるのですけれども、虐待対応チームは虐待がものすごくたくさん入ってきて、きょうはこれとこれをやるという感じ。それも、2人ずつで全部ペアを組んでやっている。このスピードと、そこから支援までというのは、分けているほうからすると結構難しい。これをやらなければいけないけれども、支援も全部見なければいけない。なので、ここは虐待のこの初期対応のところをやって、あとは支援につなげる。

別に市町村にやっても、それがうまくいかないという感覚は全然ない。それは自分たちでやっていることで、お互いうまくいっていると思っているところかもしれないのですけれども、仕事の種類とか質とか、判断しなければいけない、スピード感とかが大分違うかなと思います。

○山縣座長 指定都市と指定都市でない場合は違うのかもしれない。

では、鈴木構成員。

○鈴木構成員 確かに各先生方おっしゃるところであって、初期介入の時点から支援も始まって、そういうところを経ているからこそ、その後の支援のイメージがわかる、思い浮かべることができるというのが、児童福祉司としてはそうだなと思います。

ただ、特に虐待対応の通告に関する初期介入に関しては、継続的な支援の部分、福祉ベースというのですか、児童相談所が持つもともとの福祉機関としての役割というのは確かにそこにあるだろうなと思いますけれども、ハード介入というのですか、初期介入のところに限界が来ているかなというのは現場としては感じるところで、その部分は、初期チームであり、児童相談所の別のチームであり、また別の組織で、支援ベース、福祉ベースと少し違った部分を分離したほうがいいのではないかと思います。

○山縣座長 では、影山構成員。

○影山構成員 今の児童相談所の4割、5割、6割、地域によって違いますけれども、DV通告がそれだけ増えている中で、そういった部分がある意味で特化させていくことが必要だろう。本来のケースワークにつながる部分に集中するために、そのところは少しずつ中で切り分けていくということは、考え方として、あるいは通告も含めてあるのかなと思います。介入して一時保護するようなときにも、その子の今後のことを含めて、先を見据

えるわけです。そこが、おれの仕事は保護して、もうここまでだよ。後はあなたがやってください。こうではないだろう。ここで保護することで、子どもに対してもいろいろな説明をするわけです。

例えば、扱った後に施設に行くこともできるし、場合によっては親御さんと話をする中で家庭に帰すことだってあるということをしながらか、こうやって一時保護をしている。そのケースワーク本来の一時保護機能というものも忘れてはいけないだろう。確かに奥山先生がおっしゃったように、ちゅうちょしてはいけない。それは事実だし、ちゅうちょすることは間違いであって、そういう考え方はだめだということをはっきり打ち出す中で、一連の流れとして子どもの援助・支援をきちんと考えていく必要があるだろうと思います。

○山縣座長 安部構成員。

○安部構成員 先ほどの奥山先生の話がこのワーキングのもともとの話だと思うのですが、今の児童相談所でいいのかということをもう一回根本から考えましょうと。今の延長上ではなくて、1年、2年先ではなくて、5年先、10年先の日本の児童福祉のあり方そのものを、児童福祉というか、児童相談所のあり方を考えましょうという議論だと思うので、今やられている、やられていないという話ではなくて、本来何が必要かということを考えなければいけないかなと思いました。

もう一つ、先ほどこの時間の前に死亡事例の検証のワーキングがあって、正確な数字はまだ出せないのですが、虐待の発見後の対応がうまくいかなかったというよりも、対応していたけれども、うまくいかなかった。それで死んでしまった割合のほうがすごく大きくなってきている。発見、それから対応ということよりも、いろいろな機関が関わりながら死亡になってしまったという割合が随分増えてきた。

つまり、通告は随分上がってくるようになってきたけれども、その対応する市町村なり児童相談所がまだその認識を、質的・量的な部分、両方あるかもしれませんが、初期対応をどうするかという議論と同時に、アセスメントとか関わりそのものも議論しなければいけないのかなと思っています。

○山縣座長 1分だけ時間をください。今まで意見では、前の報告書にある別機関という人たちは少ない。ほとんど意見が出ていない。ただ、児童相談所の中を機能分化、担当者を分けるかどうかについては、今、両方の意見がかなり強く出ているというのが、この会議の認識ではないかと思います。

それで、笹川構成員、田崎構成員。

○笹川構成員 相談所の中の機能分化、それによって客観的な判断ができて、ある意味では専門性も特化していくという有効性はあるかと思っています。ただ、それは大きな児童相談所、職員がたくさんいるという条件つきです。例えば、人口50万人の市があって、児童福祉司の数でいくと、例えば4万に1人ですから十二、三人いるところと、80万人で1カ所のところもある、30万人で1カ所のところもある。そうになっていくと、職員数も大きく異なり、職員数が少ないほど、より機動性が発揮できるソーシャルワーク、機能的に動ける

という部分もあるかと思えます。

だから、今の議論の中では、機能的というか、質的な角度から議論を進めているのですが、児童相談所の規模が大きかったらフロアが違ったり、フロアの端と端で情報がとりにくい。ところが、十五、六人の職員だったら、顔を見て、あうんの呼吸で、すぐ走れる。このような相談所の規模、職員数の視点も入れないといけないのではないかということをおもいました。

○山縣座長 事務局、さっきの質問のデータは報告できますか。では最後に。今、3人、田崎構成員、奥山構成員、藤林構成員から手が挙がっていますので、そのことを踏まえて意見をいただきたいと思えます。

では。

○田崎構成員 今おっしゃるような規模の違いというのは、本当にあるかなと聞いていて思いました。ただ、私たち、分けている側からすると、初期対応チームがそこから先のことを別に考えていないわけではないし、初期対応チームがきちんと親とも向き合い、子どもとも向き合いでやっているのだけれども、規模の問題はあるかもしれません。すごく専門性とかスピーディーさとか、ものすごくたくさんケースをこなしていかなければいけないというところもあるので、今の私たちの規模と虐待の対応件数からすると、1人の人がずっと持っているというのは逆にすごく難しい感じになっています。

以上です。

○山縣座長 奥山構成員。

○奥山構成員 基本的に問題があるから機関も分けたほうがいいでしょうという話になったのです。機能だけでいいのだとすれば、その問題が分けずに解決できるのですかという回答を出さなければいけない。そして、ここの報告書の中で機関を分けずに機能だけ分けるのは、小さい地域の児童相談所は機能だけにならざるを得ないでしょうということがあったので、機能の分化という形になっているのです。私たち、支援しなければならぬから分離しないと、あるいは分離したら放ったらかしということが絶対起きないように、今のままでできるのですかというところの回答を出さなければいけないと思えます。

分化しないのだったら、あるいは機関内分化でいいのだったら、それをどうやって解決するかという回答を出さなければいけない。

○山縣座長 藤林構成員。

○藤林構成員 規模が大きい、小さいとか、業務・通告がいっぱいあるとか、それもあるのですが、安部先生が言われたように、本来、虐待対応の初期介入とその後の支援というのは、ソーシャルワークの機能として別物ではないだろうか。それを今まで1人のソーシャルワーカーがずっとやってきたという形で、今後もやっていくということなのか、これはもともと別のソーシャルワークなので、それを1人の人間が担うのではなくて、別に分けることのほうが本来的ではないだろうかという、考え方が根底にあるのではないかと思えます。

それを、ずっとこれでやってきているから、これでいいということか、5年、10年後を目指したときに、そこはソーシャルワークの質として分けるべきなのかという、ここが焦点かなと思いました。

○山縣座長 さっきの整理はそういうつもりだったのです。過去がそうだから、これという意味ではなくて、将来的に子どものケアにとって、このほうが必要なのだという議論かどうかという。

○藤林構成員 本質論はそこにあって、規模とか業務の多い少ないというものではない。

○山縣座長 では、事務局、先ほどの統計に関して。

○結城課長補佐 所内で介入・支援を分けている児相というのは、今は全国で4割ということでございます。ただ、その内訳がどうかというのはないところでございます。

○山縣座長 これで最後にしてもらっていいですか。このままやるとずっと会場費が上がっていきそうなので。

○相澤構成員 ソーシャルワークをやるために、進行管理をきちんとやるために分化するというのを考えていくということであれば、分化したときのケースの流れをきちんと把握しマネジメントするところはどこなのかということ、きちんと検討し決めた上でないと、それは難しいと思います。その議論もちゃんとしていただいて、分化をするか、しないかということもあわせて話をさせていただきたいというのが私の考えです。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだ議論は尽きないのですけれども、お約束の時間、8時になりましたので、これで終わらせていただきますが。

○坂入構成員 すみません。私のほうで先ほど出させていただいた件について、本日は児童相談所が中心ということになりますので、なかなか扱いづらいなと思います。市町村ワーキングのほうで検討していただいたところではあるのですけれども、実際に入っていくときの仕事の仕方の部分になりますので、大事なことだと思います。この取り扱いについて、もう一回御確認いただければいいのかなと思います。

既にワーキングに入っておられる方について、こういう趣旨、つまり心理担当支援員についてもアウトリーチを中心にやっていくのだということについて御理解いただくのか、あるいは別のところで扱っていただくのか、あるいは扱う必要がないのかということについて、ちょっと御確認いただければと思います。

○山縣座長 それも含めて、事務局と確認を後でさせていただきます。次回までにその答えを出せるようにしたいと思います。

冒頭に言いましたけれども、新たな報告書に一定反映するということですが、今の段階で言うと、両方の意見があるということまでしか、私としては書きようがないのかなと思っています。特定のものに集約できた状況ではないので、それぞれメリット、デメリットがあるとか、そういうところでお伝えさせていただきたい。

今後のスケジュール、これで終わることはできませんので、予定といいますか、イメー

ジを話していただけますか。

○結城課長補佐 まず、次回の日程につきましてはまた調整させていただいて、お知らせしたいと思いますが、きょう、またいろいろな論点をいただきましたので、今後、さらに深めていくべき論点も御提示いただいたと思いますので、引き続きこのワーキングで順次議論していただきたいと思っております。

○山縣座長 ということで、まだ議論は継続するというのを少なくとも確認させていただきました。

では、本当に遅い時間にありがとうございました。御苦労さまでした。